平成21年特定サービス産業実態調査

新聞業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成 2 1 年 1 1 月 1 日 経済産業省

- 〇調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 〇調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しと なっていますので、記入者(企業)の控え・保存用として使用してください。
- 〇調査票の項目に「***」が入っている場合は、記入の必要がありません。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3)金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数 (例えば、 $6.3\% \rightarrow 6\%$ 、 $1.5\% \rightarrow 2\%$) で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) **この調査は、企業単位の調査となっています。**したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」又は「新聞業務」について、「<u>あなたの企業」に関する内容を記入してください。</u> 子会社など連結する他の企業分は含みません。

Ⅱ.調査対象となる企業 ※当該調査では、平成19年11月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、日本標準産業分類(JSIC)小分類413-新聞業に格付けされる企業です。

具体的には、**一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを営む企業が調査の対象となります。**

- ◆ただし、次のような業務を主業として行う企業は調査の対象とはなりません。
- ① 購読料を徴収しない新聞発行のみを行う企業。(新聞印刷業: JSIC細分類1611)
- ② 無料で配布する広告新聞の発行のみを行う企業 (広告料収入のみ) (他に分類されない 広告業: JSIC細分類8999) →「広告業調査」の対象となります。(ただし、広告業について は、事業所単位の調査のため、広告業を主業としている事業所全てが調査の対象となります。)
- ③ 企画・編集のみを行い発行業務を行わない企業 (ニュース供給業: JSIC細分類 4 1 5 1) →「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査」の対象となります。

- ④ 印刷のみを行う企業、記事の取材、執筆などニュースの供給のみを行う企業(新聞印刷発行業(印刷を主とするもの): JSIC細分類1611、ニュース供給業:同細分類4151)→「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査」の対象となります。
- ⑤ 新聞の小売り (販売) のみを行う企業 (新聞小売業: JSIC細分類6042)

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm) をご覧ください。)

新聞業(JSIC小分類番号:413)

① 新聞業 (JSIC細分類番号: 4131)

主として新聞の発行を行う事業所をいう。

ただし、主として新聞の印刷を行う事業所は細分類1611に分類される。

【例示】 新聞社;新聞発行業;新聞印刷発行業

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

| 番号 | 調査事項 | 記入注意 |
|----|----------------|---|
| 1 | 企 業 名 及び所在地 | (1)「I 企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに()書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、"株式会社"などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。 (2)「II 企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業(本社)が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。 |
| 2 | 経営組織及び 額 | (1)「I 経営組織」については、あなたの企業が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。 (2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、資本金額(又は出資金額)」欄に必ず記入してください。なお、資本金額(又は出資金額)が1万円未満の場合は「0」万円と記入してください(5.5円以上1万円未満の場合は「1」万円、5.5円未満の場合は「0」万円と記入してください。)。 1 会 社 株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。 公益法人(財団法人、社団法人)、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)をいいます。 (※)「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とは、「1、会社」となります。 (個人業主により経営されている企業をいいます。なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含みます。 |
| 3 | 企業の事業形態 | 「企業の事業形態」については、次の区分により、あなたの企業が主として発行している新聞の種類であてはまる番号を一つ○で囲んでください。なお、「主として発行している新聞」とは、年間売上高(収入額)に占める割合が最も大きい新聞の種類をいいます。 番号 事業形態 1 一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。 2 一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。 3 スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。 4 専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。 5 その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業をいいます。 |

| ○平成21年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してくださいただし、会計処理上消費税額を含めた売上高を記入することが困難な場合問題査票の備考欄にその旨を記載し、消費税額抜きの売上高を記入してください(以下、年間営業費用、年間営業用固定資産取得額についても同様です。なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合についてが最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。 ② 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却によ収入は含めないでください。 (2)「Ⅱ Iの「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上、収入は含めないでください。 (2)「Ⅲ Iの「企業全体の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上、収入は含めないでください。 (2)「新聞業務」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別年間売上高を記入てください。 ② 「新聞業務」の内容については、本記入注意の「Ⅲ、調査対象となる企業に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を照してください。 ③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「印売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内割 | 番号 調 査 事 項 | 記 入 注 意 |
|---|------------|---|
| ① 上記(1)の「I」欄で記入した「企業全体の年間売上高」について、開業務」及び「その他業務」に分けて業務(事業)別年間売上高を記入てください。 ② 「新聞業務」の内容については、本記入注意の「II. 調査対象となる企業に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を照してください。 ③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内部の表の「卸売・小売業務」の欄に、「その他業務」全体の売上高に対する売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。 ④ 「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業 | 4 年間売上高 | ① 企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。ただし、会計処理上消費税額を含めた売上高を記入することが困難な場合は、調査票の備考欄にその旨を記載し、消費税額抜きの売上高を記入してください。 (以下、年間営業費用、年間営業用固定資産取得額についても同様です。)なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の企業の売上高を記入してください。 ② 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による |
| | | ② 「新聞業務」の内容については、本記入注意の「II. 調査対象となる企業」に記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。 ③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。 例えば、「卸売・小売業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「卸売・小売業務」の欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「卸売・小売業務」の売上高の割合を記入してください。 ④ 「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、次の業 |
| 業務区分 業務例 示 一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を 徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行などの業務(事業) (食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械器具、玩具・ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業務(事業) | | 新聞業務 ○一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を 徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企 画・編集から発行などの業務(事業) ○食料品、飲料・飼料、繊維・衣料品、家具、パルプ・ 紙・紙加工品、印刷業、化学品、石油・石炭製品、プ ラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、 非 鉄 金属、金属製品、機 械 器具、 玩具・ ゲーム機、情報記録物(カセットテープ、DVD、 CDなどへの映像・音声のダビング)などの製造業 |

| 番号 | 調査事項 | | | 記入注意 |
|----|-------|--------|----------------------|--|
| 4 | 年間売上高 | (つづき | | ○山児伽の服主 庁生 学業などの要数 (事業) |
| | (つづき) | 情報通信業務 | 及 植 言 その他 集 | ○出版物の販売、広告、営業などの業務(事業) ※「新聞業務」、「出版業務」以外の情報通信業をいいます。 ○通信業(固定電気通信業、移動電気通信業など)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、音声情報制作業(レコード制作業、ラジオ番組制作業)などの業務(事業) |
| | | その調 | 卩売・小 売 き 務 | ○商品の卸売業 (ビデオソフトの販売事業者、問屋など) 及び小売業 (百貨店、スーパーマーケット、専門店などの小売店)、代理商・仲立業などの業務 (事業) |
| | | 他 | 不動産業務 | ○不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業な どの業務 (事業) |
| | | () 7 | サービス 業 務 | ○専門サービス業(法律・特許・司法書士・公認会計士・税理士等の事務所、土木建築サービス業、デザイン・機械設計業、経営コンサルタント業など)、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、娯楽業(映画館、劇場等の興行場、ゴルフ場・ボウリング場等のスポーツ施設、遊園地、パチンコホール・ゲームセンター等の遊戯場、カラオケボックス業など)、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、広告業、商品検査業、計量証明業、建物サービス業、民営職業紹介業、警備業などの業務(事業) |
| | | | その他の 業 務 | ※上記以外のすべての業務(事業)をいいます。 〇農・林・漁業、鉱業、建設業(土木建築工事業、電気工事業など)、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業(鉄道業、自動車・港湾運送業、海運業、倉庫業、こん包業、運輸施設提供業など)、金融・保険業、物品賃貸業、飲食店(食堂、レストラン等)、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、教育・学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ゴルフ教室、フィットネスクラブなど)などの業務(事業) |

| 番号 | 調査事項 | | | 記 | 入 | 注 | 意 | | |
|----|-------|-------------|--------------------------|--------------------------------------|--|---------------------|----------------------|---|---------------|
| 4 | 年間売上高 | | 「Ⅲ 「新聞第 | | | | | | |
| | (つづき) | _ | | | | | · · - | 年間売上高につい び(3)その他の収 <i>)</i> | |
| | | | ごとに業務を してください | | 入割合を | 合計が1 | 00%2 | こなるように整数で | で記 |
| | | | なお、合計なてください。 | | こならなり | い時は、害 | 削合の最 | も大きいところで | 調整 |
| | | 2 | _ | における業 | | 別区分の内 | 容につい | いては、次の区分に | C |
| | | | * 務種類 | | · · 。 · · · · · · · · · · · · · · · · · | 容 | 例 | 示 | |
| | | | F 1分性 XL | ○新聞を発 | | _ | | <i>N</i> | |
| | | (1) | 新 聞 販売収入 | (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | する正規の 务の年間売 | * // | 等を控除した額) iめる割合 | |
| | | | 新聞広告 | | 会社に対 | | の手数料 | 等を控除した額) | |
| | | (2) 広告料収入 | 電子メディア | (※広告 | 会社に対 | | の手数料 | る広告料収入 等を控除した額) iめる割合 | |
| | | | フリーペーパー | (※広行 | 告会社に | 対する正 | 規の手数 | 対する広告料収入 対料等を控除した 高に占める割合 | |
| | | | その他 | (※広行 | 告会社に | 対する正 | 規の手数 | 対する広告料収入 対料等を控除した 高に占める割合 | |
| | | (| 3) その他 | 新聞業(ネット | 務の年間・配信に。 | 売上高に | 上占める やクリッ | ピング業者への | |
| | | 額 る の | で記入するこ なお、手数 とともに、 | ことが困難な 料等を含め 調査票の 対業費用 | な場合は、 た額とし 「6. I 」には | 手数料等 た場合に の企業 | を含め7 は、備考 全体の年 | 手数料等を控除 た額としてください欄にその旨を記り 間営業費用」の「広告手数料」等 | ハ。 入す 欄 |

| 番号 | 調査事項 | | 記入注意 |
|----|------------|--|--|
| 4 | 年間売上高(つづき) | | 「種類」 「月1日現在で発行している新聞の種類数を次の区」 してください(紙媒体のみ)。 |
| | | 一般紙 | ○一般時事に関する報道、評論を行う新聞 ○主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国くま なく配布している新聞(朝・夕刊がある場合は 1としてください) |
| | | 地方紙(ブロック紙を含む) | ○主に地方に発行所を持ち、特定地方を配布エリア とする新聞(ブロック、県紙、ローカル紙など) |
| | | スポーツ紙 | ○スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞 |
| | | 専門・業界紙 | ○特定の産業及び専門分野に関する報道、評論 を行う新聞(経済、金融、産業、特定のスポーツ(競馬、プロレスなど)) |
| | | その他 | ○上記以外の新聞英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など |
| | | 電子メディアへ 電子メディアへ 配信することをいい 配信を行ってい | 務」に係る電子メディアへの配信の有無」の配信有無は、あてはまるものに○をつけてください。の配信とは、新聞記事を一般消費者や企業へ情報提供・い、有料・無料は問いません。る場合は、その配信形態を、インターネットで配信を行っ信の種類についてあてはまるものすべてに○をつけてく |

| 年間売上高の 契約先産業別 割合 | ① 契約先記入してきいとこ | 聞業務」の年間売上高の契約先産業別割合」 (取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整勢 ください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最 ^な ろで調整してください。 産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。 |
|--|---|---|
| | 産業区分 | 生来が割らな、次の産来区分に促って記入してくたさい。 |
| | 建設業 | 土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官 工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気 通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業 |
| | 製造業 | 食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学工業、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・ 同製品・毛皮製品、窯業・土石製品、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送用機械、精密機械、武器等の製造業 |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 電気業、ガス業、熱供給業、水道業 |
| | 情報通信業(同業者を除く) | 通信業(固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業)、放送業(公共放送業、民間放送業、有線放送業)、情報サービス業(ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業)、インターネット附随サービス業、映像・音声情報制作業(映像情報制作・配給業、音声情報制作業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) …(*) |
| (*)平成19年1 1月に本定され た日本標の標準を分にを変更されています。20年調 査の区のも がありますのでで はます。がでで なりますのでで なりますのでで はままない。 | 運輸業郵便業 | 鉄道業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業、一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業、外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業、航空運送業、航空機使用業、倉庫業、冷蔵倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業、郵便業(信書便事業を含む)…(*) |
| | 卸売・小売業 | 商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所 百貨店・スーパー、専門店などの小売店等 |
| | 金融・保険業 | 銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融 機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物 取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業(含、保険媒介 代理業、保険サービス業) |
| | 不 動 産 業物品賃貸業 | 不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、駐車場業、物品賃貸 |

| 番号 調 査 事 項 | | 記 入 注 意 |
|--|---|--|
| 5 年間売上高の 契約先産業別 割合(つづき) | (つづき) 産業区分 学術研究, 専門・ゼス業 宿泊業,飲食サービス業 | 業種例示 学術・開発研究機関、専門サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、 税理士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、その他の専門サービス業(興信所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業など))、広告業、技術サービス業(獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)、その他の技術サービス業 …(*) 食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その |
| (*)平成19年1 1月に改標の記録を 1月日本類の大変を 1000ででは 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000でで 1000 1000 1 | 生活関連サービス業の娯楽業 | 他の宿泊業 …(*) 洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場(別掲を除く),興行団、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブを含む。)、公園、遊園地・テーマパーク、その他の娯楽業 …(*) 学校教育、その他の教育,学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など))…(*) |
| ありますのでご 注意ください。 | サービス業公務 | 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、他に分類されないサービス業)、外国公務(外国公館、その他の外国公務) …(*) |
| | ま その他の産業 個人 | 「新聞業」の同業者(同一企業間の企業内取引を含む) 農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科 診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、 保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会 保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、 児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その 他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵 便局、協同組合)など …(*) ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。 契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を 対象としている場合は、ここに含めてください。 |

| 10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。 | 番号 調 査 事 項 | 記入注意 |
|--|------------------------------|--|
| 外注費 ○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 広告宣伝費 ジント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)を記入してください。 減価償却費 ○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。 土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。 賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。 情 の 有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機、備 の 有線通信機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計域 信 ・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営 | 6 年間営業費用 及び年間営業 用固定資産取 | (1)「I 企業全体の年間営業費用(消費税額を含む。)」 ① 年間営業費用については、企業全体で平成20年11月1日から平成21年 10月31日までの1年間に要した費用について記入してください。 なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。 ② 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。 ③ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。 費用区分 費用例示 ○平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。 ○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アル・インなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。 ○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給 |
| の償却費を記入してください。 | | 外 注 費 ○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の 形式で発注した経費を記入してください。○ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレ ゼント用グッズなどの広告・宣伝費用(外注分、媒体支払 |
| # ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機 機 通 機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営 | | の償却費を記入してください。 |
| 装置 器 できまり できまり できまり できまり | | # |

| 番号 | 調査事項 | 記入注意 |
|----|-------------------|--|
| 6 | 年間営業費用 | (つづき) |
| | 及び年間営業 | 費用区分 費 用 例 示 |
| | 用固定資産取 得額(つづき) | ○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下 のものなどをいいます。 新聞てい送費、販売店経営補助費、販売促進費、荷造 |
| | | 発送費、支払手数料、旅費、交通費、消耗工具器 具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、 福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、 派遣 労務費、土地・建物及び機械・装置以外の 賃借料など ※ なお、調査票の4. IIの「新聞業務」の年間売上高に「販売 |
| | | 手数料」、「広告手数料」等の手数料が含まれている場合は、 この「その他の営業費用」欄には「販売手数料」、「広告手 |
| | | 数料」として支払った手数料等を含めて記入してください。 |
| | | ※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入して |
| | | ください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。 |
| | | (2)「Ⅱ 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」 |
| | | ① 「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成20年11月1日から |
| | | 平成21年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、 |
| | | 建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。 |
| | | なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄 |
| | | に「0」を記入してください。 |
| | | ② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。 |
| | | ③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。 |
| | | 資産区分 資産 例 示 機 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通 |
| | | |
| | | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | 装 そ の 他 |
| | | 定 置 の購入に要した費用 |
| | | 土 地 ○土地購入に要した費用 |
| | | 資 ○既存の土地を整備することに要した費用 |
| | | 建物・その他 ○建物の購入、改築・改装に要した費用 |
| | | 産 の有形固定 〇給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属設 |
| | | 資産 備の購入に要した費用 |
| | | ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など |
| | | ○物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は |
| | | 無形固定資産 経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、 |
| | | ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、 |
| | | 電話加入権、営業権など |
| | | |

| 番号 | 調 | 查 | 事 | 項 | | 記 | 入 | 注 | 意 | |
|----|---|---|---|---|--|---|--|---|---|--|
| 7 | 従 | 業 | 者 | 数 | (1) 従業者数は、3 現在で記入して | | 1月1日 | 現在、 | 又はこれに最も記 | 近い給与締切日 |
| | | | | | (2)長期欠勤者で、 であっても含め | | | 給与も | 受けていなかった | た人は、在籍者 |
| | | | | | 「常用雇用者」、 造して まました。 まました。 まました。 でなお、に含める でなお、に含める でくくま こ この内として、のの「総計」のにおいる。 (3) 「総計」のにおいる。 (4) か、の在を か、の企業いる なんをいます。 | 者 個 「を い い に 会 い い い し い し い し い し い し り い し い り い し い り い し い り り り り | 業とく、営ま企好企のと籍び主及男 契有 企んににか数、結び下のと籍びまり、のよりではが下いる。 | び総に 旋隻 か)遣入派を労り(び総に 旋員 ら しし遣女番向負 編計れんし派 ててる女者向負 | は の 家族 で が で の で の で の で の で の で の で の で の で し で の で し の で し の で の で の で の で の に の の に の に の に の の の の の の の の の の の の の | 「有給役員」、 経営の企業に と を と を と を と を に を を に を に を に を に を に に を に は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 |
| | | | | | ⑤ 従業者の各区 雇用形態区分 | 公分の内容に | 以下に。 内 | | , , | |
| | | | | | ① 個人業主(個人 経営の事業主) 及び無給の 家族従業者 | の業 の無 与家 が 事 家 け 査 養 を 族 て 査 養 を 、 が 人 し 団 体 し 団 の し の し の し の し の し の し の し の し の し | 従族ずっての選で 要業企もる で別で で で で で で で で で の に で の に で の に で の に で の に ま の に ま の に ま の に ま の に ま の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に も の に に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に に の に に に の に の に に 。 に に 。 に に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に | いとの実は関係というとは、 第に 開始 は | の事業主で、実際個人業主の家族では に常用者欄に記入して は及び資本金額」 及びであるである。 はない「2 会社の ない「②有給でして でである。 はてください。 | で、賃金、給いる人 ・給与を受けたさい。 関で、「3、個い。 以外の法人・ |
| | | | | | ② 有 給 役 員 | 外の法人 で報酬、 ※取締役や 兼ねてー よって給 ください | ・団体」 給与の支 理事など 定の職務 与を受け 。また、 | の払いあまれてだいだ | 経営組織が「会を (常勤、非常勤を 受けている人 ても、事務職員、 を一般職員と同じ 人は「常用雇用者 に名目的で業務に ない人は除いてく | と問わない) 労務職員を 給与規則に 針」に含めて こ従事せず、 |

| 従業者数 | (つづき) | |
|---------|--|--|
| (つ づ き) | 常用雇用者 | 内 容 例 示 ○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇用されている人 ○平成20年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人 |
| | ③一般に正社員、 正職員などと呼 ばれている人 | ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人 |
| | ④パート、 アルバイトなど | ○常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人 |
| | (就業時間換 算雇用者数) | 〇「④ パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を企業(貴社)の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(下記(※)参照) |
| | ⑤ 臨 時 雇 用 者 (常用雇用者以 外の雇用者) | ○「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間 を決めて雇用されている人又は日々雇用されている人 |
| | 総 計 (①から⑤の合計) | ○「① 個人業主」欄から「⑤ 臨時雇用者」欄に記入した従業者の合計(総計欄) |
| | 総計(①~⑤の 合計)のうち、 別経営の企業 に派遣している人 | |
| | 総計のほかに別 経 営 の 企 業 から派遣されてい る人 | |
| | ト・アルバイト」 定労働時間が 4 (| 雇用者数記入例 引で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④ $/$ 間で24時間勤務のアルバイトが4人いる場合は、「④ $/$ 間間あたり、間間であれば、 $\sqrt{24} \times 4 \div 40 = 24$ となりますので雇用者数」には「 $\sqrt{2}$ 」と整数で記入してください。(小数 |

| 番号 | 調査事項 | | 記 | 入 | 注 | 意 | | |
|----|---------|---|-----------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|---|----------------------------------|---|
| 7 | 従業者数 | _ | 養務」の部門 | | | 77 \ -> -\text{\text{dr}} | 38 Bd) > == 1 | 1 - 1 - 1 |
| | (つ づ き) | ① 「新聞業務」 さい。1人でネ えば、就業時間 | 复数の業務 | を兼ねてレ | いる場合で | も、その | 人の主たる | |
| | | ,,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, | ている人」 | を除き、 | 「別経営の | 企業から |) から「別 派遣されて から派遣さ | いる人」 |
| | | も「新聞業 | | · - | | | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| | | ② この欄では、 で、調査項目 3 | | | | | | きますの |
| | | 「I」欄の従業している人」 | | 営の企業か | ら派遣され | ている人 | 、」のうち、 | |
| | | ③ 部門別事業位 (注)以下の各額 | | | | | - | |
| | | いては、「緩 ち、「新聞業 | ,000000000 | • | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 000000000 | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| | | 部門区分 | (n) × | 内 | 容 | 例 | 示 マ 笑 か じの | ₩ ७५ |
| | | 管理·営業 部 門 | に従事 〇新聞広 門に従 の業務 ※有給役 | する人 告の集積及 事する人、 に従事する | びその紙 新聞販売 人 「 新聞業務 | 面掲載を | 予算などの 担当する広 里など販売 する役員は | 告部部門 |
| | | うち、別経営の | 企業から派: | 遣されている | る人 (以下の |)部門区分 | についても同 | i じ) |
| | | 編集部門 | | 取材、入力に従事する | | ど深部の | 記事面を作 | 成す |
| | | 製作·印刷· 発 送 部 門 | (印刷 | | | | 務に従事す 注管理に従 | |
| | | 電子メディア部 | | | | | を除き、電 を記入して | |
| | | その他 | 〇上記以名 | 外の業務に | 従事する人 | | | |
| | | | 1 | | | | | |